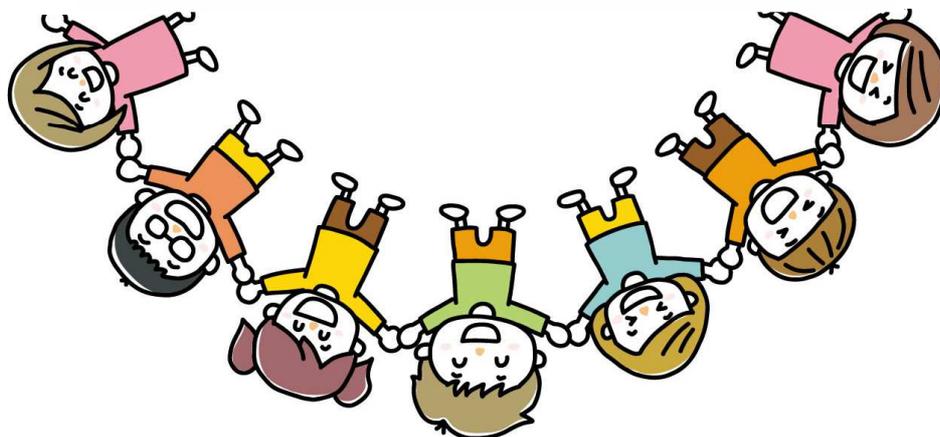


令和7年度  
第4回鹿屋市子ども・子育て会議



鹿屋市

こどもまんなか



令和8年2月16日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

# 目 次

## I 報告

- 1 令和7年度第3回子ども・子育て会議の報告…………… P 1
- 2 令和8年度定員変更等の希望取下げについて…………… P 2

## II 協議

- 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業所の確認・認可について…………… P 4
- 2 第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画 代用計画の策定について…………… P 10

## III その他

- 1 鹿屋市子ども・子育て会議の委員公募について…………… P 11
- 2 鹿屋市こどもモニター 令和7年度アンケートの実施結果について……………別紙
- 3 令和7年度子ども・子育て会議スケジュールについて…………… P 11

## ■ 関連資料

- 子ども・子育て会議委員名簿…………… P 12
- 子ども・子育て会議条例…………… P 13

# I 報告

## 1 令和7年度第3回子ども・子育て会議の報告

開催日時	令和7年10月27日(月) 14:00~15:00
開催場所	鹿屋市 7階大会議室 (ZOOM 会議併用)
委員	エルメス委員、橘委員、竹中委員、柿迫委員、矢野委員、坂元委員、森委員、権現委員、堀之内委員、藤井委員、吉井委員、友岡委員、有川委員、豎山委員、指宿委員、駿河委員、川崎委員、渡邊委員、川添委員、吉原委員、鹿倉委員
事務局等	保険福祉部長及び関係担当課長等並びに担当者
議題	報告 1 令和7年度第2回子ども・子育て会議の報告 協議 1 令和8年度教育・保育施設の定員変更について その他 1 保育所等の移転について 2 今後のスケジュールについて
会議結果	報告 令和7年度第2回子ども・子育て会議の報告を事務局より報告 協議 令和8年度教育・保育施設の定員変更について、資料に基づき事務局から説明を行い、会議全員一致で承認 その他 ・保育所等の移転について、事務局から説明。これまでの子ども・子育て会議でのご意見等を踏まえ、保育所等が移転をする場合、「保育所等移転に係る具体的な基準」に基づき、補助金の利用有無に関わらず、子ども・子育て会議で協議することを保育所等へ要請することとする。 ・今度のスケジュールについて事務局より説明。

### 『保育所等の移転についての質問』

判断基準の基準2・3の「(1) 小(中) 学校区内で移転場所を確保できないこと」の確保できないことの確認はどのようにするのか。市として土地がないかの確認を行ったり、代替場所を探したりするのか。

(回答) 移転を希望する保育所等ごとに、立地条件や面積、費用など、移転場所に求める要件が異なることから、要件ごとに比較して説明するなど、工夫して子ども・子育て会議に諮り、意見を踏まえて判断することになる。また、基本的には保育所等からの回答に基づいて判断することとなるが、校区内における代替場所として、活用可能な公共施設等に関する相談があった場合は、対応させていただきたい。

### 『その他意見等』

学童や保育士など専門的な資格を要する職員が十分に確保できないという現状がある。今回の定員変更の希望を出した園においても、あと1人2人確保できれば定員を維持できる園もあるのではないかと思う。

最近、県が保育所等と保育士のマッチングを行うセンターを立ち上げた。今後、このような人材を確保するための取組みを鹿屋市としても行っていただきたい。

(回答) 今年度、保育所等を対象に保育士等の人材確保や就労継続に関する調査を実施した。回答いただいた53施設中、保育士が不足していると回答した施設が8施設あった。全国的な傾向等も考えると、今後増えていくことも見込まれるため、保育士等の人材確保に関わる取組みについては今後力を入れていきたいと考えている。

## 2 令和8年度定員変更等の希望取下げについて

### ▶定員変更等の承認状況

令和7年度第3回子ども・子育て会議において承認された、市内教育・保育施設の令和8年度における定員変更等の希望内容等は、下記のとおりです。

「認定こども園南部幼稚園」から変更の取下げ希望があったことから、報告するもの。

変更内容	施設種別	施設名称	令和7年度（単位：人）					変更後定員	令和8年度（単位：人）							
			現定員	定員内訳					1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1号	2号	0歳	1・2歳				0歳	1・2歳				
定員減	認定こども園	信愛こどもの園	95	45	20	5	25	80 (-15)	30 (-15)	20 (±0)	5 (±0)	25 (±0)				
		西原幼稚園	195	155	10	6	24	185 (-10)	145 (-10)	10 (±0)	6 (±0)	24 (±0)				
		光明こども園	55	15	21	5	14	40 (-15)	10 (-5)	20 (-1)	3 (-2)	7 (-7)				
		ふるえこども園	55	15	31	3	6	45 (-10)	15 (±0)	18 (-13)	3 (±0)	9 (+3)				
		高隈こども園	50	10	20	5	15	40 (-10)	10 (±0)	10 (-10)	5 (±0)	15 (±0)				
		正覚寺保育園	40	15	10	4	11	30 (-10)	14 (-1)	4 (-6)	3 (-1)	9 (-2)				
	保育所	はらい川保育園	50	—	35	3	12	30 (-20)	—	15 (-20)	3 (±0)	12 (±0)				
	地域型	第2どんぐり保育園	19	—	—	3	16	10 (-9)	—	—	2 (-1)	8 (-8)				
		ミルキーランド	48	—	—	18	30	40 (-8)	—	—	12 (-6)	28 (-2)				
区分変更	こども園	南部幼稚園	110	80	6	6	18	110 (±0)	80 (±0)	0 (-6)	6 (±0)	24 (+6)				
<b>増減（※）</b>							<b>-107</b>	<b>-31</b>	<b>-50</b>	<b>-10</b>	<b>-16</b>					

（※）「南部幼稚園」を除いた場合の増減数

## ▶認定こども園南部幼稚園（区分変更）

現行（令和7年度）

（単位：人）

施設区分	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
幼保連携型	110	80	6	24

希望内容（令和8年度）

（単位：人）

移行後定員	定員内訳		
	1号	2号	3号
110 (±0)	80 (±0)	0 <b>(-6)</b>	30 <b>(+6)</b>

施設名	認定こども園南部幼稚園（下堀町）
設置主体	学校法人本田学園
変更を希望する理由	3歳以上においては、1号希望がほとんどであるため2号の定員を減らし、3号希望のニーズに応えるため。
判断基準との比較	-

▽保育(2・3号)の月別利用者数 [令和6年9月～令和7年8月]

（単位：人）

	R.6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
保育	35	36	36	35	35	35	35	29	30	32	33	34	<b>33.75</b>

取下げ理由

来年度2号認定での利用希望者が3名いたため、希望に沿うために希望取下げを行う。

## ▶令和8年度「量の見込み」と「確保方策」との比較について

鹿屋市全体の令和8年度の定員数は以下の通りです。

（単位：人）

	1号	2号	3号		合計
	満3歳以上	満3歳以上	0歳	1・2歳	
R8定員見込①	1,269	1,449	371	1,121	4,210
量の見込み②	930	1,520	151	1,039	3,640
確保方策③	1,295	1,445	363	1,114	4,217
①-②過不足	339	<b>-71</b>	220	82	570
①-③過不足	<b>-26</b>	4	8	7	<b>-7</b>

## II 協議

### 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業所の確認・認可について

#### ▶乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

令和8年4月1日より全国の自治体で本格実施。本格実施に伴い、「乳児等のための支援給付」が創設され、事業所は「乳児等支援給付費」を受けられることができる。

「乳児等のための支援給付」を受けするためには、認可とは別に給付の対象事業所として適当であることの確認を受ける必要がある。

認可：市の認可を受けることで、「乳児等通園支援事業」の実施が可能となる。

確認：市の確認を受けることで、「特定乳児等通園支援事業者」として「乳児等支援給付費」の支給に係る対象事業者となる。

※認可及び確認を行う際には、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。  
(児童福祉法第34条の15第4項及び子ども・子育て支援法第54条の2第3項)

#### ▶令和7年度鹿屋市子ども誰でも通園制度事業事業所の確認について

子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定に基づき、協議事項としてお諮りするもの。

【確認申請希望事業所（対象：R7実施事業所）】

小学校区		施設名	利用定員				実施方法
			0歳	1歳	2歳	合計	
鹿屋	1	杉の子保育園	2	2	2	6	一般型 (在園児合同)
	2	白崎保育園	2	2	2	6	一般型 (在園児合同)
笠野原	3	ひなぎく保育園	0	0	1	1	一般型 (在園児合同)
寿	4	愛育園	2	2	2	6	一般型 (在園児合同)
	5	チャイルドハウス花	2	4	4	10	一般型 (独立施設)
西原	6	信愛こどもの園	1	2	2	5	一般型 (在園児合同)
	7	第二高須保育園	5	0	0	5	余裕活用型
西原台	8	敬心保育園	1	1	1	3	一般型 (在園児合同)
大始良	9	和光幼保連携型 認定こども園	3	2	3	8	一般型 (在園児合同)
高隈	10	高隈こども園	5	5	10	20	余裕活用型
大黒	11	大黒保育園	1	1	1	3	一般型 (在園児合同)

下名	12	瑞穂保育園	5	3	0	8	余裕活用型
上小原	13	上小原認定こども園	1	1	1	3	余裕活用型
合 計			30	25	29	84	

## ▶主な確認の要件

利用定員に関する基準	
特定乳児等通園支援事業者（以下、事業者）は、一時間当たりの利用定員、1月当たりの利用定員を定めるものとする	
運営に関する基準	
面談	事業者は、乳児等支援給付認定子ども（以下、子ども）に係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、子ども及び保護者の心身の状況及び子どもの養育環境を把握するための保護者との面談を行わなければならない ほか
乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認	事業者は、子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、子どもに対して最初に特定乳児等通園を提供するに際し、保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、記載された事項を確認するものとする
乳児等支援給付認定の申請に係る援助	事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない
心身の状況等の把握	事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、子ども及びその保護者の心身の状況、子どもの養育環境、他の事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない
特定教育・保育施設等との連携	事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない
特定乳児等通園支援の提供の記録	事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない
支払	事業者は、法定代理受領を受けないときは、保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けるものとする ほか
乳児等支援給付費の額に係る通知等	事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合、保護者に対し、乳児等支援給付費の額を通知しなければならない ほか
相談及び援助	事業者は、常に子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない
乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知	事業者は、特定乳児等通園支援を受けている保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない

勤務体制の確保	事業者は、子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、事業者ごとに職員勤務の体制を定めておかなければならない ほか
利用定員の遵守	事業者は、一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない
掲示等	事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う児童公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない
情報の提供等	事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切に事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない ほか
地域との連携等	事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない
会計の区分	事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない

### ▶令和8年度鹿屋市こども誰でも通園制度事業事業所の認可について

児童福祉法第34条の15第4項の規定に基づき、協議事項としてお諮りするもの。

【認可申請希望事業所】

※2月6日時点の申請内容

小学校区		施設名	定員				実施方法
			0歳	1歳	2歳	合計	
祓川	1	円鏡保育園	1	1	1	3	余裕活用型
寿	2	第一鹿屋幼稚園	0	8	8	16	一般型 (専用室独立実施)
	3	ミルキーランド	2	1	2	5	余裕活用型
田崎	4	第二南ん里保育園	3	4	5	12	余裕活用型
西原	5	二葉保育園	1	1	1	3	余裕活用型
大始良	6	南部幼稚園	1	1	1	3	余裕活用型
吾平	7	あいら認定こども園	1	1	1	3	余裕活用型
合 計			9	17	19	45	

▶主な認可の要件

主な事項	余裕活用型	一般型（在園児合同・専用室独立・独立施設）
対象施設	保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）	保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、幼稚園 等
設備の基準	各施設の基準を順守	【0～1歳児】乳児室：1.65㎡/人 又は ほふく室：3.3㎡/人 【2歳児以上】支援室又は遊戯室：1.98㎡/人
人員配置基準	各施設の基準を順守	【0歳】3:1 【1・2歳】6:1 ・保育従事者（保育士、子育て支援員、家庭的保育者）を配置し、半数以上は保育士とする。 ・保育従事者の数は2名を下ることはできない。 ※在園児合同のみ ・保育所と一体的に事業を実施し、当該職員の支援を受けられる場合は、保育士1名とすることができる。 <利用児童数が3人以下の場合> ・家庭的保育者を保育士とみなせる。 ・保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合は、保育従事者に子育て支援員を1名配置することができる。

主な事項	内容
非常災害対策	乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない
安全計画の策定等	乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じなければならない
自動車運転	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない
職員の一般的要件	乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない など
利用乳幼児の取扱	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない
虐待等の防止	乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない
衛生管理等	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない ほか
食事	乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合においては、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない

内部の規程	乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない (1)事業の目的及び運営の方針 (2)提供する乳児等通園支援の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 (5)保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7)利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
帳簿	乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない
秘密保持等	乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない など
苦情への対応	乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない など

児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項各号に規定する基準を満たす必要があります（ただし社会福祉法人又は学校法人については第 4 号に掲げる基準に限ります。）。

項目	要件
必要な経済的基礎があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付け雇児発0524002号他）を参考にすること</li> <li>・直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について3年連続して損失を計上していないこと</li> </ul>
事業を行う者が社会的信望を有すること	事業を行う者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）とする。）が社会的信望を有すること
実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること	①及び②のいずれにも該当するか、又は③に該当すること ① 実務を担当する幹部職員が保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識を有するものを含むこと ②社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう）を設置すること ※事業規模に応じて鹿屋市が必要と認めた場合に課す。 ③経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む）及び実務を担当する幹部職員の含むこと
児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと	「児童福祉法第34条の15第3項第4号（イ～ル）に係る証明書」に記載してある事項 イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき ほか

▶第3期計画における令和8年度の量の見込みと確保方策

	0歳児 (人日/月)	1歳児 (人日/月)	2歳児 (人日/月)	0～2歳児 (人日/月)
R8量の見込み	19	12	10	41
R8確保方策	21	18	12	51
認可申請希望施設による希望定員数	39	42	48	129

▶今後のスケジュール

日付	内容	備考
2月16日	第4回子ども子育て会議	確認：R7～実施事業所 認可：R8～実施希望事業所
2月17日	認可審査会	R8～実施希望事業所
2月28日	R7～実施事業者確認結果通知 R8～実施事業者認可結果通知	
3月上旬	第5回子ども・子育て会議（書面開催）	確認：R8～実施希望事業所
3月下旬	R8～実施事業者確認結果通知	
4月1日	事業開始	R8～実施希望事業所

## 2 第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画 代用計画の策定について

▶ **基本指針の改正**（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）の改正）

「乳児等のための支援給付」が令和8年4月1日から全国の自治体で実施されることに伴い、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の**基本的記載事項（必須記載事項）**として、**下記事項**が追加された。

① **乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期**

② **乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項**

【参考】市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載事項）

改正前	改正後
1 教育・保育提供区域の設定に関する事項	1 (同左)
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項	2 (同左)
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項	3 各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項	4 (改正前3と同じ)
5 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項	5 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	6 (改正前6と同じ)
	7 <b>乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項</b>

### ▶ **基本指針の改正に伴う対応について**

「①の量の見込みと確保の内容及びその実施時期」については、既に現行計画に位置付けており、算出方法にも変更がないことから、**②の追加事項について代用計画を策定**することとする。なお、子ども・子育て支援事業計画については、次回中間見直し時（令和9年度予定）に追加事項を反映することとする。

### ▶ **代用計画の内容について**

乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策をさだめること（こども家庭庁）

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努め、教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。また、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。

### Ⅲ その他

## 1 子ども・子育て委員（第1号委員）の公募について

現子ども・子育て委員の委嘱期間が令和8年4月30日で満了を迎えることから、第1号委員について公募を行います。

### ▶ 第1号委員の公募概要

募集人数	6名
応募要件	18歳未満の子どもの保護者の方で、以下の①②どちらにも該当する方 ①鹿屋市在住の方 ②任期期間中の会議（おもに平日午後）に出席が可能な方
委嘱期間	令和8年5月1日（金）～令和10年4月30日（日）（2年以内）
募集期間	令和8年2月18日（水）～令和8年3月13日（金）
周知方法	市ホームページ・広報かのやへの掲載、 保育所等へのチラシ配布依頼、アプリ等による周知
応募方法	WEBからの応募または応募用紙の提出

## 2 鹿屋市こどもモニター 令和7年度アンケート実施結果について

別紙参照

## 3 令和7年度子ども・子育て会議スケジュールについて

令和7年度の鹿屋市子ども・子育て会議について、**第5回子ども・子育て会議を書面で開催**することとなりました。

第5回子ども・子育て会議につきましては、令和8年3月上旬に資料等郵送させていただきます。

	開催（予定）日	主な内容（予定）
第1回	令和7年5月29日(木) 14:00～	○地域子ども・子育て支援事業の実績 ○乳児等通園支援事業事業者の認可について
第2回	令和7年8月書面開催	○光華こども園設置者変更について
第3回	令和7年10月27日(月) 14:00～	○教育・保育施設の定員変更 ○保育所等の移転について
第4回	令和8年2月16日(月) 14:00～	○乳児等通園支援事業事業者の認可・確認について ○第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画 代用計画の策定について
第5回	令和8年3月書面開催	○乳児等通園支援事業事業者の確認について

## ■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの 保護者	エルメス 恵子 <sup>けいこ</sup>	市民委員	
2		蜂谷 友香 <sup>ゆか</sup>	市民委員	
3		橘 拓真 <sup>たくま</sup>	市民委員	
4		阿蘇品 伸三 <sup>しんぞう</sup>	市民委員	
5		竹中 愛美 <sup>あみ</sup>	市民委員	
6		柿迫 愛美 <sup>あみ</sup>	市民委員	
7	第2号委員 学識経験者	矢野 常広 <sup>つねひろ</sup>	鹿屋市医師会	
8		坂元 潤也 <sup>じゆんや</sup>	鹿屋市歯科医師会	
9		森 克己 <sup>かつみ</sup>	国立大学法人鹿屋体育大学	
10		権現 一彦 <sup>かずひこ</sup>	鹿児島県大隅児童相談所	
11		堀之内 俊夫 <sup>としお</sup>	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		下村 尚 <sup>たかし</sup>	鹿屋市小・中学校校長協会	
13	第3号委員 子ども・子 育て支援に 関する事業 に従事する 者	藤井 光晴 <sup>みつはる</sup>	児童養護施設大隅学舎	
14		軀川 恒 <sup>ひさし</sup>	鹿屋乳児院	
15		吉井 健 <sup>たけし</sup>	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 善信 <sup>よしのぶ</sup>	鹿屋市保育会	
17		有川 文人 <sup>ふみと</sup>	鹿屋市学童保育連絡会	
18		曾原 真維子 <sup>まゐこ</sup>	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
19		豎山 恵美 <sup>めぐみ</sup>	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ(母親クラブ)	
20		指宿 章子 <sup>あきこ</sup>	障がい児福祉支援事務所	
21	第4号委員 その他市長 が必要と認 める者	駿河 涼子 <sup>りょうこ</sup>	鹿屋特別支援学校PTA	
22		川崎 大輔 <sup>だいすけ</sup>	鹿屋市PTA連絡協議会	
23		渡邊 まさと	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24		川添 みや子 <sup>みやこ</sup>	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 八郎 <sup>はちろう</sup>	鹿屋市町内会連絡協議会	
26		鹿倉 李恵 <sup>りえ</sup>	鹿屋商工会議所	

■ 委嘱期間：令和6年5月1日～令和8年4月30日（2年以内）】

# 鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及び第3項並びにこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、支援法第72条第1項各号に掲げる事務、市町村こども計画（基本法第10条第2項に規定する計画をいう。）の策定及び変更に関する事項並びにこども施策（基本法第2条第2項に規定する施策をいう。）の推進に関する事項を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。